

本適用指針の改正の内容

改 正 後	[参 考: 改 正 前]
<p>ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 12 月 27 日 改正平成 18 年 5 月 31 日 企業会計基準委員会</p>	<p>ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針</p> <p style="text-align: right;">平成 17 年 12 月 27 日 企業会計基準委員会</p>
<p>ストック・オプションを付与する取引についての注記 (ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況)</p> <p>25 当該会計期間において存在したストック・オプションについて、ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況として、次の事項を注記する。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 付与日における公正な評価単価 (<u>会社法の施行日以後に付与されたストック・オプションに関する評価単価をいう。</u>)</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>ストック・オプションを付与する取引についての注記 (ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況)</p> <p>25 (同左)</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 付与日における公正な評価単価</p> <p>(9) (省略)</p>
<p>議 決</p> <p>36 本適用指針は、第 95 回企業会計基準委員会に出席した委員 12 名全員の賛成により承認された。</p> <p>36-2 <u>第 105 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により、本適用指針の改正が承認された。</u></p>	<p>議 決</p> <p>36 (同左)</p> <p>(新設)</p>

以 上